

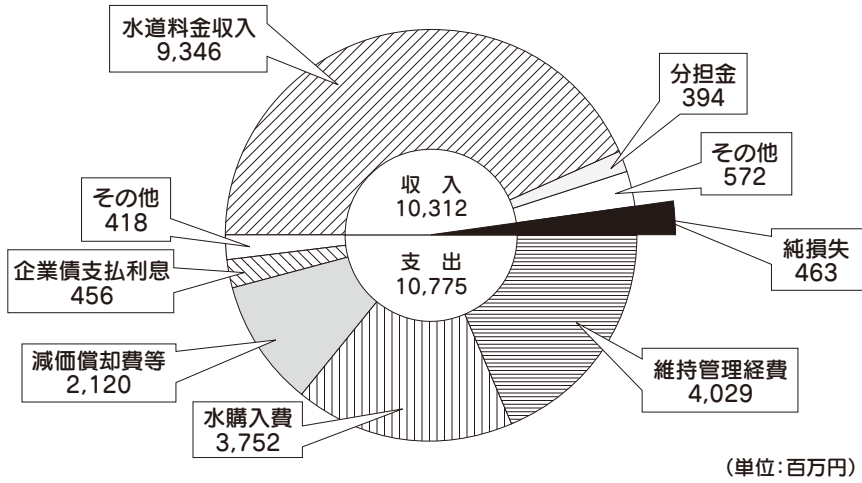
平成25年度水道事業会計予算 財政計画に基づき 効率的に経営

3月市議会において可決された平成25年度水道事業会計予算の概要は次のとおりです(下グラフ参照)。25年度予算は、同年度から3カ年の財政計画に基づき編成しています。問合せは水道局財務課(0798・32・2211)へ。

収益的収支

主に水道料金収入と、水道水をつくりたり各家庭に送る施設を維持管理するために必要な経費を中心とした収支

*家計に例えると…給料と生活費



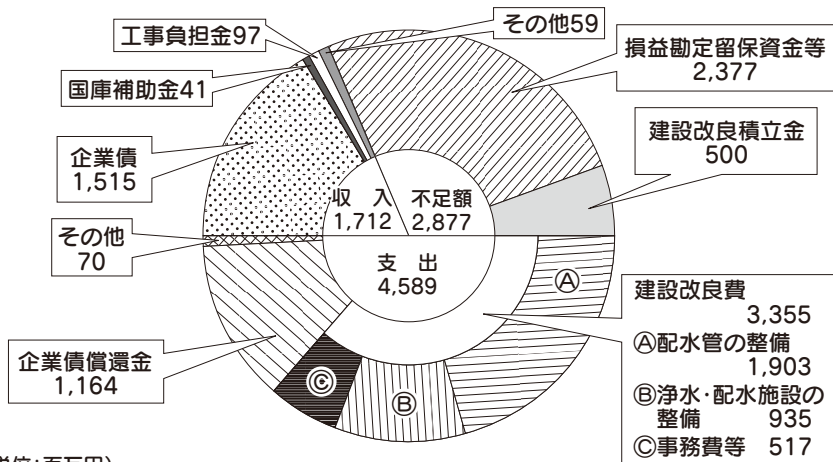
収入 103億1200万円	◇約9割を占める水道料金収入が前年度に引き続き減少する見込み
支出 107億7500万円	◇越水浄水場管理本館の建設に伴う旧管理棟等の解体撤去費用を特別損失として計上 ◇メーター取り替え件数の増加と単価の上昇により経費が増加

※差し引き4億6300万円の赤字予算になっています

資本的収支

水道施設を新たにづくり、改良するなどの設備投資に必要な経費と、その主な財源となる企業債等を中心とした収支

*家計に例えると…家を建てたり、車を買ったりする経費と住宅ローン等の借入金の関係



収入 17億1200万円	◇企業債の発行による借り入れや工事負担金、国庫補助金等
支出 45億8900万円	主な事業は次のとおり ◇越水浄水場管理本館の建設に伴う場内の整備工事 ◇安定供給のための配水槽等の機械・電気計装設備改良工事 ◇配水管の耐震化および幹線整備工事

※資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填する予定

水道局電話受付センター

水道の使用開始・中止の申込、漏水修繕などの問合せ

0798・32・2201
0797・61・1703
078・904・2481

【受付時間】午前8時45分～午後8時(土・日曜、祝日は5時半まで)

水道局ホームページ

http://suidou.nishi.or.jp/

水道局ホームページでは、市民の皆さんからのよくある質問や水道に関するさまざまな情報を掲載しています。ぜひご利用ください。

希望者は連絡を

斑状歯の検診・治療の受付

水道局は、斑(はん)状歯の認定検診と治療の受付を行っています。対象者や治療方法には一定の基準があり、認定検診・治療には所定の手続きが必要となります。

希望者は歯科受診前に水道局財務課(0798・32・2233)へ問合せを。

3級と療育手帳B1の両方を持つ人が在宅している家庭：「水道ご使用量等のお知らせ」、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑を持参し、障害福祉課(市役所本庁舎1階)へ

2級と療育手帳B1の両方を持つ人が在宅している家庭：「水道ご使用量等のお知らせ」、印鑑を持参し、高齢福祉課(市役所本庁舎1階)へ

平成25年度 水質検査計画を策定 安全・安心な水を みなさんのもとへ

水道局は、水質検査計画に基づき、水源から家庭の蛇口まで厳しい水質管理を行い、皆さんに安全な水道水をお届けしています。

水質検査計画は、水道局が定期的にを行う水質検査の項目・採水地点・頻度などをあらかじめ定めたもので、水源の種類・状況、浄水処理方法などを考慮して策定しております。水道局の窓口および水道局ホームページ左下「お問い合わせ」で公表しています。

水質検査の項目

水質検査の採水地点・頻度

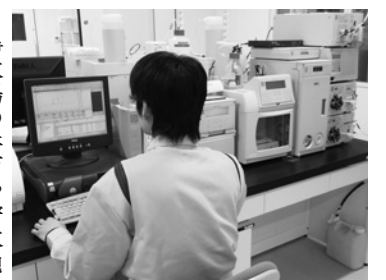
また平成25年度は、水質検査の精度と信頼性が客観的に

本市では、法律で検査を義務付けられた水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目(※)や独自に設定した項目も含め最大187項目の検査をします。平成25年度は、ダイオキシン類と放射性物質についても検査します。

本市では、鳴尾・丸山各浄水場で浄水処理した水のほか、阪神水道企業団・兵庫県営水道から購入した水道水を供給しており、それぞれ水源から配水池等、蛇口までの各段階で採水地点を設定しています。

保証される「水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)」の認定取得を目指します。

※水質管理目標設定項目：水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目(農薬類など)



水道水の水質を厳しくチェック

貴重な意見を 水道モニター

申込は5月20日まで

水道局は、本市の水道事業について広く学んでもらい、市民の皆さんの率直な意見を事業に反映させるため、水道モニターを募集します。

【活動期間・回数】6月(委嘱日)～来年3月に4回程度

【謝礼】会議などへの出席1回につき2000円

【定員】35人

【応募方法】所定の応募用紙を郵送またはEメールで5月20日(消印有効)までに水道局経営管理課(0798・32・2207)へ

【活動期間・回数】6月(委嘱日)～来年3月に4回程度

水道局からのお知らせ

水道料金・下水道使用料 基本料金の免除制度

上・下水道の基本料金を免除する制度があります。

対象により申請窓口が異なります。

問合せは水道局電話受付センターへ

【対象】申請方法 身体障害者手帳1・2級が療育手帳Aを持っている人が在宅している家庭または身体障害者手帳3級と療育手帳B1の両方を持つ人が在宅している家庭：「水道ご使用量等のお知らせ」、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑を持参し、障害福祉課(市役所本庁舎1階)へ

【対象】申請方法 身体障害者手帳1・2級が療育手帳Aを持っている人が在宅している家庭または身体障害者手帳3級と療育手帳B1の両方を持つ人が在宅している家庭：「水道ご使用量等のお知らせ」、印鑑を持参し、高齢福祉課(市役所本庁舎1階)へ

水道工事費の貸付・助成

赤水が出たり水の出が悪い古い鋼管や鉛管の取り替え工事には、貸付・助成制度があります。

【貸付制度】配水管分岐部から蛇口までの標準工事費を貸付。30万円以内。無利子。20万円以内の元金均等月賦償還

【助成制度】配水管分岐部から水道メーター宅地内側約30米までの標準工事費の2分の1を助成。10万円以内

問合せは水道局給水装置課(0798・32・2233)へ